

浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則をここに公布する。

平成20年3月21日

浜松市長 鈴木 康 友

浜松市規則第36号

浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市商店街の活性化に関する条例（平成20年浜松市条例第39号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(商店街の活性化に取り組む団体届出書等)

第2条 条例第2条第3号の規定による届出は、商店街の活性化に取り組む団体届出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約
- (2) 団体の構成員の名簿
- (3) 商店街の区域を示した書類
- (4) 団体の事業計画書
- (5) 条例の規定の適用を受けることに関する議事録の写し等

(商店会の名称等の変更の届出)

第3条 条例第2条第3号の規定による届出をした団体は、その名称又は所在地を変更したときは、速やかに商店会変更届出書（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

(適用の取下げの届出)

第4条 条例第2条第3号の規定による届出をした団体は、条例の規定の適用を受けないこととしようとするときは、あらかじめ商店街の活性化に取り組む団体取下書（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(商店会の解散の届出)

第5条 条例第2条第3号の規定による届出をした団体が解散したときは、その代表者であった者は、速やかに商店会解散届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

届出者 団体名

代表者氏名

㊟

商店街の活性化に取り組む団体届出書

浜松市商店街の活性化に関する条例の規定に基づき、商店街の活性化に主体的に取り組むとともに、組織の基盤及び活動の強化を目的として、事業者の加入の促進に努めるため、同条例第2条第3号の規定により関係書類を添えて届け出ます。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
届出者 団体名
代表者氏名 ㊟

商店会変更届出書

浜松市商店街の活性化に関する条例第2条第3号の規定により届け出た団体の名称・所在地に変更が生じたので、浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更内容	事項	変更前	変更後
	名称		
	所在地		
変更年月日			

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
届出者 団体名
代表者氏名 ⑩

商店街の活性化に取り組む団体取下書

年 月 日から浜松市商店街の活性化に関する条例の規定の適用を受けない
こととしたいので、浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則第4条の規定により届
け出ます。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
届出者 団体名
代表者氏名 ⑩

商店会解散届出書

浜松市商店街の活性化に関する条例第2条第3号の規定により届け出た団体が 年
月 日に解散したので、浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則第5条の規
定により届け出ます。